

工場
倉庫 の建物関係者の皆様

建物の増築や改修などをする場合は、事前に消防局にご相談ください！

工場や倉庫の増築・改修等を行う場合、消防法令の適用が変わり、消防法令違反となる場合があります。
これらをお考えの場合、まずは消防局・消防署にご相談ください！



＜ 消 防 法 違 反 と な る 例 ＞

例 ①		作業床・階段を作ったことにより、当該作業床部分が2階とみなされ、なおかつ面積も増加し、 屋内消火栓や自動火災報知設備の設置が必要 に。
例 ②		木造の倉庫を増築し接続したことにより、建物の構造が変更し、 屋内消火栓の設置が必要 に。
例 ③		2つの建物が消防法上1つとなり、 屋内消火栓や自動火災報知設備の設置が必要 に。
例 ④		電動シャッター(蓄電池、水圧開放なし)への取替えにより、消防法上で有効な開口部とはみなされなくなり、 屋内消火栓の設置が必要 に。

消防法令に違反した場合どうなる？

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。
命令を受けると、建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。

消防法違反とならないよう、増改築・改修等の際は、事前に消防局にご相談ください！

相談先はこちらへ

消防設備に関すること：千葉市消防局予防部指導課 建築第二係（☎043-202-1736(稲毛区担当)）

防火管理・消防設備点検に関すること：千葉市稲毛消防署 予防係（☎043-284-5144）

